

山梨県成長分野就業体験支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県成長分野就業体験支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）、「雇用開発支援事業費等補助金（地域活性化雇用創造プロジェクト）交付要綱」（平成28年11月15日厚生労働省発職雇1115第1号厚生労働事務次官通知）及び「地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領」（平成28年11月15日職発1115第1号厚生労働省職業安定局長通知）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、安定的で良質な雇用の創造を図るため、正規社員として雇用することを条件に、職場訓練を通じて人材育成を行う場合の人件費を補助することにより、成長分野における人材確保を支援することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、職場訓練に要する人件費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 山梨県内に居住している求職者又は山梨県外に居住している求職者であって、山梨県内に就職を求めている者（以下「地域求職者」という。）を、正社員として雇用し、職場訓練を行い、職場訓練終了後も引き続き、正社員として雇用する場合
- (2) 地域求職者を非正規社員として雇用し、職場訓練を行った後、直ちに正社員として雇用する場合
- (3) 自社で既に非正規社員（派遣社員を含む。）として雇用している者に対し、職場訓練を行った後、直ちに正社員として雇用する場合（以下「正社員転換」という。）

(補助対象事業者)

第4条 この事業の補助対象となる事業者は、山梨県内に事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。以下同じ）であり、次に掲げる要件を全て満たす者をいう。

- (1) 「やまなし新産業構造対応雇用創造プロジェクト」に参加する事業者であること。
- (2) 雇用保険の適用事業主であること。
- (3) 補助金の交付申請書提出日の前日から起算して6か月前の日から補助金の実績報告書提出日までの間に、雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）を解雇（天災その他やむを得ない理由のため事業の継続が不可能となったこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）等、事業主の都合により離職させた事業主以外の者であること。
- (4) 補助金の交付申請書提出日から起算して過去3年間及び補助金の実績報告書提出日までの間に厚生労働省が実施している雇用関係助成金に係る不正受給を行ったことがないこと。
- (5) 補助金の交付申請書提出日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度における労働保険料の滞納がないこと。
- (6) 補助金の交付申請書提出日までの過去1年間、および補助金の実績報告書提出日までの間に労働関係法令違反を行っていないこと。

- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項及び第5項の規定に該当する営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。
- (8) 山梨県暴力団排除条例（平成22年山梨県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団でないこと及び法人においては役員が、個人事業者においては事業主が同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (9) 補助金の交付申請書の提出日又は補助金の実績報告書提出日の時点で倒産（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第35条第1項第1号に規定する倒産をいう。）している事業主（再生手続開始の申立て（民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てをいう。）又は更生手続開始の申立て（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立てをいう。）を行った事業主であって、事業活動を継続する見込みがある者を除く。）でないこと。
- (10) 補助金の交付申請書の提出日から起算して過去3年以内に、当該地域求職者を雇用していないこと。
- (11) 雇用する地域求職者が事業主または取締役の3親等以内の親族でないこと。
- (12) 地域求職者を対象とした補助金の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種助成金のうち、国または県が実施するものを受給していないこと。
- (13) 県税に未納がないこと。
- (14) 必要な書類の提出や実地調査への協力等、補助金の交付等に係る審査に協力すること。

（補助金の交付の対象となる経費及びその補助率）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率、補助限度額及び補助要件は、別表のとおりとする。

（補助金交付申請書）

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「補助事業者」という。）は、地域求職者を雇用する日又は正社員転換を目的に職場訓練を開始する日までに、補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定の通知）

第7条 知事は、前条の規定により申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、前条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- 3 知事は、前条第2項のただし書きによる交付申請がなされたものについては、補助金に係る

消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 知事は、第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、当該通知を受けた日から20日以内に申請の取下げをすることができる。

(補助事業の変更)

第9条 補助事業者は、交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）に係る経費又は内容を変更しようとする場合は、あらかじめ、変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 前項ただし書きの軽微な変更とは、次のいずれかの場合をいう。

(1) 補助対象経費の20%以内の減額を行う場合

(2) 職場訓練による効果に影響を及ぼさない範囲で内容を変更する場合

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日を含む。）から起算して30日を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月5日のいずれか早い期日までに、実績報告書（第4号様式）に必要関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第13条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、補助事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告書（第5号様式）により速やかに、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を

命ずるものとする。

(補助事業終了後の状況報告等)

第15条 補助事業者は、補助事業を完了した年度の翌年度の6月末日までに就業状況について、状況報告書(第6号様式)により知事に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本補助金を活用して雇用した地域求職者が翌年度の6月末日以前に退職した場合、補助事業者は、その退職した日から起算して14日以内に状況報告書(第6号様式)により知事に報告しなければならない。

(報告・調査等)

第16条 知事は、補助金の交付の適性を期すために必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、調査を行うものとする。

(補助金の取消し等)

第17条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助事業者が、補助事業に関し、法令その他の規則等に違反したとき。

(2) 補助事業者が、この要綱の規定又は交付決定内容等に違反したとき

(3) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第3号の場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(補助事業の経理等)

第18条 補助事業者は、補助金に係る経費についての収支に関する帳簿及びすべての証拠書類を整理し、かつこれらの書類を当該補助事業終了の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成29年5月29日から施行する。

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表 補助対象経費等

<p>補助 対象 経費</p>	<p>補助事業者が地域求職者及び自社で既に非正規社員として雇用している者に職場訓練を行う際に係る以下の経費</p> <p>① 給与（給料、各種手当（通勤手当以外の職務に関係の無い手当（家族手当や住居手当など）は除く。））</p> <p>② 社会保険料及び労働保険料の補助事業者負担分</p> <p>※①の経費については、補助事業者が定める就業規則等で支給の根拠が確認できるものに限る。</p>
<p>補助率</p>	<p>8 / 10 以内</p> <p>（ただし、千円未満の端数は切り捨て）</p>
<p>補助限度額 及び補助要件</p>	<p>① 1 人につき 1 0 0 万円まで（職場訓練期間が 3 箇月を超え 4 箇月以内の場合）</p> <p>※職場訓練期間が 1 箇月の場合、2 5 万円まで</p> <p>職場訓練期間が 1 箇月を超え、2 箇月以内の場合 5 0 万円まで</p> <p>職場訓練期間が 2 箇月を超え、3 箇月以内の場合 7 5 万円まで</p> <p>② 補助対象となる職場訓練期間は 1 箇月以上 4 箇月以内とする。</p> <p>③ 1 社あたり 4 人を限度とする。</p>